## 市民部 市民課(全82-1112)からのお知らせ

## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

## 平成30年度の保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療給付費を確保するため、2年ごとに見直さ れます。平成30年度の保険料は個別にお知らせします。

## ■ 30・31 年度の保険料率

1年間の保険料 上限 62 万円 (100円未満切り捨て)

均等割額 41,600円

所得割額 賦課のもととなる所得金額×7.94%

### ■ 保険料の軽減

《均等割額の軽減》

同一世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計額	軽減割合	軽減後の年額
33万円以下で、被保険者全員が公的年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,160円
33万円以下で、9割軽減の基準に該当しない	8.5 割	6,240円
【変更前】33万円+〔27万円×被保険者の数〕以下 【変更後】33万円+〔27.5万円×被保険者の数〕以下	5割	20,800円
【変更前】33万円+〔49万円×被保険者の数〕以下 【変更後】33万円+〔50万円×被保険者の数〕以下	2割	33,280円
ツ川井子 25年月15日でオストン・ログスノー川井子の子伊い村子の日午した 20十十		

※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

### 《所得割額の軽減》

今年度から所得割額の軽減がなくなります。

#### 《被用者保険の被扶養者にかかる軽減》

後期高齢者医療制度へ加入する前日に社会保険等の被扶養者だった方は、所得割額は賦課されず、 均等割が5割軽減されます。ただし、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減を受けることができます。

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の皆さんへ

## 高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費は、医療費が同一月内で自己負担限度額を超えた場合、超えた分が支給される制度です。 法律の改正によって、今年8月から、70歳以上の方の自己負担限度額が変更になります。

#### 【変更前の自己負担限度額(月額)】

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	57,600円	80,100 円+ (医療費-267,000 円) ×1% (多数回 44,400 円 ※1)	
一般	14,000円 (年間上限144,000円 ※2)	57,600円 (多数回 44,400円 ※ 1)	
低所得者 Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者 I	8,000円	15,000円	

## 【変更後の自己負担限度額(月額)】

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
課税所得 690 万円以上	(多数凹 140,100 円 ※ 1) 167,400 □ 1 (匠房弗 = 550,000 □ 1 ∨ 10/		
課税所得 380 万円以上			
課税所得 145 万円以上	80,100 円+ [医療費-267,000 円] ×1% (多数回 44,400 円 ※1)		
一般	18,000円 (年間上限 144,000円 ※2)	57,600円 (多数回 44,400円 ※1)	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者 I	8,000円	15,000円	

過去12カ月以内に4回以上該当した場合、4回目以降は限度額があります。

# 選挙の投票区を見直しました ●選挙管理委員会事務局 282-1113

**2** 82-1113

## 10月の県知事選・県議補選から適用

市選挙管理委員会では、市内の投票区の利便性と公平性を確保することを目的に、市内全域 を対象に投票区(投票所)の見直し作業を進めてきました。市民の皆さんから寄せられたご意 見やご提言をもとに検討した結果、投票区を下図のとおり変更しました。

なお、変更後の投票区は9月1日以降に実施される選挙から適用されます。今のところ、 10月28日執行の福島県知事選挙・福島県議会議員補欠選挙から適用される予定です。

見直し前 35 カ所			見直し後 22 カ所		
投票区	投票施設		投票区	投票施設	備考
滝根第1	滝根公民館	]	滝根第1	滝根公民館	
滝根第2	滝根公民館菅谷分館		滝根第2	滝根公民館菅谷分館	
滝根第3	天地人大学		滝根第3	天地人大学	
大越第1	おおごえふるさと館	]	1 10/10		T
大越第2	大越農村婦人の家		大越第1	おおごえふるさと館	旧大越第1・第4が統合
大越第3	牧野多目的交流センター		大越第2	大越農村婦人の家	
大越第4	早稲川多目的交流センター	]	大越第3	牧野多目的交流センター	
都路第1	都路行政局	]		1	旧都路第1・第2・第5・
都路第2	大久保生活改善センター		都路第1	都路行政局	旧部始第1・第2・第3・    第6が統合
都路第3	道之内繭集出荷所		+/7.04 /// 0	岩井沢生活改善センター	旧都路第3・第4が統
都路第4	旧岩井沢児童館		都路第2	(旧岩井沢児童館)	合
都路第5	地見城多目的研修集会施設	i	※都路第3投票	票区の区域となっていた古道地	区の一部は、
都路第6	馬洗戸集会所	]	新しい都路第	第1投票区として再編します。	
常葉第1	常葉行政局		当英年 1		
常葉第2	西向中集会所		常葉第1	常葉行政局	
常葉第3	常葉公民館関本分館	]	常葉第2	西向中集会所	   旧常葉第3·第4·第5
常葉第4	早稲川集会所	<b>]</b> →	常葉第3	常葉公民館関本分館	旧吊集第3・第4・第5     が統合
常葉第5	堀田集会所		常葉第4	常葉公民館山根分館	旧常葉第6
常葉第6	常葉公民館山根分館				
今 泉	旧今泉小学校体育館	]			
船引	田村市役所				
春山	春山多目的集会所	]	船引第1	田村市役所	旧船引
文 珠	文珠出張所		船引第2	旧今泉小学校体育館	旧今泉
美 山	美山出張所		船引第3	文珠出張所	旧春山・文珠が統合
新舘	瀬川出張所		船引第4	美山出張所	旧美山
石沢	石沢地域多目的集会所	<b></b>	船引第5	瀬川出張所	旧新舘・石沢が統合
上移	移出張所	<u> </u>	船引第6	移出張所	旧上移・中山・横道が 統合
北南移	北移南移コミニティプラザ	_	 船引第7	北移南移コミニティプラザ	旧北南移
中山	中山生涯学習センター		船引第8	芦沢農業センター	旧芦沢
横道	横道区集会所				旧門沢・椚山・堀越が
芦沢	芦沢農業センター	-	船引第9	七郷出張所	統合
門沢	七郷出張所	-	船引第10	要田出張所	旧要田
椚山 堀 越	旧椚山小学校体育館	-	※船引地区につ	ついては、投票区の名称もあわ	せて変更します。
要田	船引南小学校体育館 要田出張所		-		
女 田	女山山沈川	J			

**・・・** 会場など、詳し 会場など、詳し 会場など、詳し 会場など、詳し なの間市 民課または出生委員会事務品 の開設日 11 は 市 張 朩 時 か、 所 各

るか、投票所で確 10月12日(金) ( 10日(金) ( 10月12日(金) ( 10日(金) ( 10日(2) ( 10日(2) ( 10日(2) ( 10日(2) ( ■その他 事務局、まっ 出 張 で

所

 $\wedge$ 

各に

行 選

11

ます。

投票 たり2 28 日 わ る 7

登録されて 業務内容 ② 明 る 解のある方 11 7 の選挙 いる方 挙  $\mathcal{O}$ 推 進 名 12 簿

理

欠事選選10 ます 挙 挙 月 0 の投票立会人を募集・福島県議会議員は28日執行の福島県は 集補知

投票立 会人 、 募 集

<sup>※2</sup> 年間上限額は8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。